

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十九号

測量計画機関である埼玉県都市計画課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県都市計画課

### 二 作業種類

公共測量（三〇都市モデル作成）

### 三 作業地域

熊谷市、川口市、所沢市、本庄市、鴻巣市、蕨市、志木市、新座市、富士見市、三郷市、幸手市、鶴ヶ島市、伊奈町、三芳町、上里町

### 四 作業期間

令和六年九月九日から令和七年三月二十八日まで